

## マイナ保険証と現行の保険証・資格確認書について

令和6年12月2日より、マイナンバーカードと保険証が一体化され、国としてマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナンバーカードに保険証の利用登録をされている方はマイナンバーカードをご提示ください。現在有効期限内の保険証をお持ちの方は、今まで通り『紙の保険証』または『資格確認書』をご提示いただく事で保険診療が受けられます。

マイナ保険証での受診の際は、その都度ご提示をお願いいたします。またトラブル回避のため、現行の保険証をお持ちの方は念のためご持参ください。

12月2日以降に有効期限切れなどで新しい保険証に替わる場合は、現行の保険証は新たに発行されなくなりマイナ保険証に紐づけされます。マイナンバーカードを取得していない方・マイナ保険証の利用登録のない方には『資格確認書』が送付されます。

**注意!** 『資格確認書』と『資格情報のお知らせ』は異なります。

※『資格情報のお知らせ』とは、マイナ保険証をお持ちの方に送付される A4 の書面です。災害時やマイナ保険証が利用できない医療機関などを受診する際にマイナ保険証と一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

『資格情報のお知らせ』のみでは保険診療は受けられません。

### マイナ保険証をお持ちでない方（現行の保険証・資格確認書について）

令和6年12月2日以降も現行の保険証は有効期限・または最長で令和7年12月1日まで利用できます。（※現行の保険証を無くしてしまうと再発行されませんのでご注意ください。）

現行の保険証はいつまで利用できる？

**横浜市国民健康保険の方：令和7年7月31日まで利用できます。**

令和7年8月1日以降は保険証の代わりとなる『資格確認書』をご提示ください。

（令和7年7月中に『資格確認書（現行の保険証と同じサイズ）』が送付されます）

**健保・協会けんぽ・共済組合の方：有効期限または最長令和7年12月1日まで利用できます。**

令和7年12月2日以降は保険証の代わりとなる『資格確認書』をご提示ください。

（現行の保険証の有効期限内に『資格確認書（カード型・ハガキ型・A4型など保険者ごとに異なります）』順次送付されます）

マイナカードの有効期限は10年（18歳未満の方は5年）ですが、電子証明書の有効期限は5年です。電子証明書の有効期限が過ぎるとマイナカードでの資格確認ができません（有効期限から3ヵ月は資格確認ができる猶予があるようです）。期限が切れる2～3か月前に「J-LIS」より有効期限通知書が送付されますので、電子証明書の更新手続きが必要となります。

**詳しい情報・問い合わせは、横浜市・デジタル庁・厚労省などのホームページでご確認をお願いします。**